

西原小学校 P T A 慶弔規定

1 弔 事

児童及び保護者、学校職員死亡の場合は弔慰金を贈る。
《 5,000円 》

2 見 舞

(1) 児童・学校職員が傷害し、2週間以上入院した場合は見舞金を贈る。
《 3,000円 》

(2) 会員が、災害（火災・風水害等）にあった場合は、その都度企画委員会で協議し、見舞金を贈る。

3 記念品

学校職員の転退職の場合は、記念品を贈る。

4 その他

特別の事情が生じた場合は、企画委員会において協議決定する。

西原小学校 P T A 表彰規定

1 下記の(1)、(2)に該当するものがあるときは、これを表彰する。

(1) 会長（1年以上）、副会長・専門部・学年部長・幹事（2年以上）で、会員を終わるときに表彰する。

(2) P T Aに関係するもので特に表彰に値すると認めた者。

2 表彰は表彰状あるいは感謝状の授与をもって行う。記念品は協議し決める。

3 その他、必要な事項は企画委員会において決定する。

西原小学校 P T A 旅費規程

第1条 この規程は、西原小学校 P T A 旅費規程という。

第2条 本規定は、西原小学校 P T A の会員で、会の発展のため必要な研修会・講習会等に会長の要請により出席した会員に適用する。

第3条 本規定の適用を受ける旅費及び日当は、次の要領によって支給する。

1 鹿屋市以外の大隅半島内 1000円

2 鹿児島市及びその周辺 3000円

3 その他

目的地により、三役及び学校職員代表を含め協議し、金額を決定し支給する。

4 鹿屋市内及び校内での研修には、原則として旅費及び日当は支給しない。

第4条 この規定の旅費は公共交通機関の運賃を基礎にして計算する。

第5条 この規定の改廃は、企画委員会で決定する。

第6条 この規定の適用、昭和56年5月22日より効力を発するものとする。

附 則

規定の一部改正（平成18年5月10日）

規定の一部改正（平成29年5月19日）

規定の一部改正（令和元年5月9日）

西原小学校 P T A 役員活動規定

本 P T A 会長等、以下の役員に、その活動費の補助として、次の金額を支給する。

・ 会長	10000 円
・ 副会長、書記、会計	5000 円
・ 顧問	
・ 各専門部の全体部長及び幹事	3000 円
・ 学年委員長	

附 則

この会則は、平成 29 年 5 月 19 日から実施する。
この会則は、令和 5 年 5 月 12 日から実施する。